

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

# ほうじん本郷

税務ニュース

No. 461

平成27年3月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

## 【目次】

平成27年度税制改正大綱 —— 2~3

法人会の改正要望実現へ

行動する法人会 —— 4

私の「職歴」と「税金」 —— 5

東京不動産企画株式会社 代表取締役 佐藤豪一

法人会の活動 —— 6~7

税務署だより —— 8

都税事務所だより —— 9

残業した場合の食事の支給は  
課税されないの? —— 10

税理士・行政書士 河内悟朗

事務局だより —— 11



### 本郷 東大赤門

赤門は現在国の重要文化財。加賀前田家の御守殿門は、文政10年(1827)11代將軍家斉の浴姫(やすひめ)が13代藩主前田斉泰に嫁入りしたときに建てられました。赤門には火災などで焼失してしまったら再建してはいけない慣習があり、この赤門は災害などを免れて現存している貴重なものです。今の赤門は昭和36年の大改修を経て、鮮やかな朱塗りの門として本郷に存在しています。これは鮮やかに赤門を描いており、本郷で1番人気のイラストです。

# 平成27年度 税制改正大綱 法人税率の引き下げ 盛り込まれる!

## 法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。

主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.62%から32.11%(東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%)になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

#### ■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

#### ■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

#### ■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度について現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%
  - 平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%
- また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年

から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

#### ■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3以上に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

#### ■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増加割合の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

#### ■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

### 所得税関係

#### ■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できるようになりました。

た(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に引上げられます。

#### ■ 国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出、贈与・相続等について適用されます。

#### ■ 国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

#### ■ ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に引上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

## 相続税・贈与税関係

#### ■ 事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

#### ■ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3,000万円までが非課税となります。

#### ■ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1,000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

#### ■ 教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

## 消費税関係

#### ■ 消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更されることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

#### ■ 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出物品販売場の免税手続について、免税手続カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

#### ■ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

## H26 年度税制改正要望

### 1. 国税 (1) 法人税

#### ①法人税率の引き下げ

企業活動の国際化が進む中で、各国の法人税の引き下げ競争が激化している。平成23年度の税制改正において実効税率の引き下げが行われたが、諸外国から更なる引き下げ案が発表されている。平成24年4月1日より東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別法人税の上乗せが適用され、日本の法人の税負担は諸外国に比例して依然として相対的に重く、国際競争力の維持、国内産業の空洞化防止の観点から実行税率を30%以下とするよう求める。

### 1. 国税 (2) 所得税

経済活性化、及び高齢者を中心として安定的な資産形成という観点から、非課税投資額の拡大など日本版ISA (NISA) の拡充を求める。

### 1. 国税 (3) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

## H27 年度税制改正要望

#### ①法人税率の引き下げ【継続要望・一部修正】

平成23年度の税制改正において実効税率が引き下げられ、また、平成26年度の税制改正において復興特別法人税が1年前倒して廃止されたが、企業活動の国際化が進む中で、アジア、欧州諸国では大幅な引き下げが行われている。そのため、日本の法人の税負担は諸外国に比例して依然として重く、国際競争力の強化、国内産業の活性化や空洞化防止の観点から実行税率を20%台とするよう求める。

#### NISAの更なる拡充・利便性の向上【継続要望・一部修正】

経済活性化、及び高齢化社会に向けた資産形成の促進という観点から、非課税投資額の拡大などNISA (日本版ISA) の更なる拡充・利便性向上を求める。

#### 【継続要望】

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

誌面の都合上、抜粋しております。

# 行動する法人会

## —平成27年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成27年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 財務省

10月24日

財務副大臣 御法川 信英 氏  
主税局長 佐藤 慎一 氏

### 自民党

予算・税制に関する政策懇談会 10月29日

財政・金融・証券団体委員長 鈴木 馨祐 氏  
田中 和徳 氏 柴山 昌彦 氏 武村 展英 氏  
中山 展宏 氏 若林 健太 氏 長峯 誠 氏  
猪口 邦子 氏 太田 房江 氏 石田 昌宏 氏 他

### 公明党

税制改正要望等ヒアリング 12月17日

財政金融部会長 西田 実仁 氏  
斉藤 鉄夫 氏 大口 善徳 氏 伊藤 渉 氏

### 民主党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング 10月22日

座長 前原 誠司 氏  
大久保 勉 氏 古川 元久 氏 古本伸一郎 氏  
尾立 源幸 氏 武正 公一 氏 鷺尾英一郎 氏 他

## 国 税 庁

表敬訪問 11月12日

長 官 林 信光 氏 次 長 佐川 宣寿 氏  
課税部長 藤田 博一 氏



右手前から 林官長、佐川次長  
左手前から 長谷川税制・税務副委員長、池田会長、柳田税制・税務委員長、横山専務理事



右奥 藤田課税部長  
左手前から 長谷川税制・税務副委員長、柳田税制・税務委員長、池田会長、横山専務理事

## 中 小 企 業 庁

10月20日

長 官 北川 慎介 氏  
事業環境部長 佐藤 悦緒 氏

## 総 務 省

11月13日

自治税務局長 平嶋 彰英 氏

# 私の「職歴」と「税金」

—サントリー勤務時代と不動産業界—

広報委員 佐藤 豪一

我社は俗に言う「谷根千」(谷中、根津、千駄木の総称)の不動産屋で、祖父の代から屋号変われど昭和21年1月に創業、69年間営業していることが私にとって誇りです。

大学卒業後、1992年から1998年までサントリー株式会社の営業として勤めたサラリーマン時代はまさに時の流れを目の当たりにいたしました。

バブル経済では飲み屋さんのキープボトルの中で最も主流だったブランデーやウイスキーの消費が、バブル崩壊とともに一気に落ち込み、代わって安価な焼酎がボトルキープされるようになり、お酒屋さんは売り上げが下ったと嘆きました。

国の政策は「規制緩和」であり、酒税改正、酒免許制度の改訂でした。

酒類販売の免許特権が崩壊、酒販業界に酒のディスカウントストアが出現。コンビニエンスストアやスーパーマーケットでの酒類販売が一気に広がり、お酒屋さんは見る見るうちに淘汰されて行きました。

お酒屋さんの営業をしていた私の業績は悪化、お酒屋さんの愚痴を聞くこと、社内上司からは売り上げへのプレッシャーで板挟みになる辛い思いを経験いたしました。

しかし、営業方針もお酒屋さんからコンビニエンスストアやスーパーマーケットにシフト、今度はコンビニエンスストアの缶ビールが売れるように、消費者の手が伸びやすい冷蔵庫内配置の研修、スーパーマーケットではワインが売れるので、ワインの知識向上のため、ソムリエ協会主催の研修を受け資格取得に努力、また店頭陳列POP研修など必死に受講し、時代に対応してまいりました。

酒販業界だけではなく、不動産業界も同じく淘汰されています。継承者不足、大手企業の不動産参入やメガバンクの系列不動産への情報提供などにより競争が増しています。メガバンクの勉強会に入会していましたが、意義が薄れ、裏腹に不動産取引の競争相手となるような時代の移り変わりを目の当たりにしているのです。

何業でもそうでしょう。大手も中小零細も、今後更に淘汰されていくと考えられます。

我が社が目指すのはコンパクトでも「法規」、「税金」、「保険」、「建築や内装」、その他、様々なニーズに応える

「街のコンシェルジュ」としてのオンリーワンです。

そのためにもしっかりと社員の育成をし、「みなさまががちりスクラム」を組んで頑張ります!

近年の不動産取引におきまして、お客様は何を求めているのか、「より迅速かつ広域な情報力」、「より信頼性の高い専門的アドバイス」であると考えています。

不動産の「売買契約」をするにも「民法」「宅建業法」「建築基準法」「地方自治体ごと様々な規制や政令」「近隣の情報」「その土地の地歴」「税務」と幅広い質問を受けます。

お客様に安心していただく説明ができる知識を身に着なければなりません。

当然税金や法令について有資格者ではございませんので、有資格者と連携を取り、正確な回答を必要とする場合は宿題とし、連絡をすることも当然重要な実務となります。

「相続」に関しましてはみなさま既にご存じの通り、平成27年1月1日より基礎控除が変わりました。

**改正前:5000万円+1000万円×法定相続人の数**  
**改正後:3000万円+600万円×法定相続人の数**

上記の通り、基礎控除が60%に縮小されました。基礎控除は、相続税の申告が必要になるかどうかのボーダーラインです。遺産が基礎控除以下の場合には、相続税の申告は必要ありません。しかし、遺産が基礎控除を超える場合には、相続税の申告が必要になります。

不動産取引は一生に一度の大きな取引となることが多く、仲介に入る私たちの役割は大変重要なものとなります。取引をご満足いただけるよう努めてまいります。

最後に、法人会に参加し、本郷税務署、会員のみなさまにお会いし、税金に関して身近に学習する機会をいただきありがたく思っています。異業種色々な方々と知り合い、励みにもなり楽しんでおります。新任の広報委員に寄稿の機会を頂き、委員会のみなさまありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(東京不動産企画株式会社 代表取締役 佐藤豪一)

コメント：佐藤委員は高校・大学・社会人をとおして、ラグビーで大活躍をされた方です。

## 法人会の活動

### 「フラワーアレンジメント教室」を開催

女性部会（山中部会長）は平成26年12月19日（金）、午後6時より湯島天満宮梅香殿に於いて、「フラワーアレンジメント教室」を開催した。今回は、クリスマスリース制作を企画し、参加者33名で、ドーナツ型の器にあわせた形のオアシスに、クリスマスらしい色彩のお花やオーナメントで華やかな飾り付けを楽しみました。テーブルに置くタイプのリースとして、お花や飾りを変えるだけで、お正月用のお花へ簡単に変身が可能で、年を越しても楽しめました。参加は会員限定ではありませんので、ご友人や、ご近所の方、お知り合いとお誘い合わせの上、一緒にフラワーアレンジメントを楽しみませんか。

なお、会報にご案内のチラシを封入しますが、ホームページをご覧くださいと、今後、開催予定の研修会のご案内をご覧ください。



▲あいさつをする山中女性部会長

### 平成27年新年賀詞交歓会・新春講演会が本郷間税会と共催で開催

平成27年新年賀詞交歓会・新春講演会が、当日行われた第4回理事会に引き続き、同会場に於いて午後4時30分より開催された。会は吉田総務副委員長の司会で始まり、落語家の三遊亭多歌介師匠を講師に「笑顔の効用～プラス思考で商売繁盛」をテーマに逢えて、聞いて、嬉しい人生を生き抜く方法を聴いた。その後、式典、懇談会が行なわれ、午後8時30分閉会となった。



▲講演をする三遊亭多歌介師匠

### 社会貢献研修委員会と女性部会が献血活動を実施

社会貢献活動の一環として、社会貢献研修委員会（星野委員長）と女性部会（山中部会長）が1月16日（金）、白山通り沿いにある文化シャッター(株)に於いて、東京都赤十字血液センターとの共催で実施した。

この献血活動は一番血液が不足する1月と7月に毎年実施している。



◀ 受付をする山中女性部会長（左）と岡内幹事



▲参集殿前で記念撮影をする参加者

▼山中女性部会長



## 女性部会が「初春の集い」を開催

女性部会（山中部会長）が2月6日（金）、午前11時より湯島天満宮「参集殿」に於いて「初春の集い」を開催した。

まず、参加者は本殿でご祈祷を受けた後、記念撮影や堀腰署長による初春講演「任地を巡る～山梨・新潟～」、立木上席調査官による税金クイズなどや初春落語として桂やまと師匠によるお囃を聴いた。

## 確定申告の広報活動を湯島天満宮境内で行う（女性部会）

### 湯島界隈の清掃活動を青年部会が担当

女性部会（山中部会長）と青年部会（佐藤部会長）が確定申告初日の2月16日（月）、午前11時より湯島天満宮境内で女性部会が広報活動を行った。

当日は、堀腰署長をはじめ幹部の方々も参加した。

また、併せて青年部会が湯島天満宮界隈の清掃活動を実施した。



▲清掃活動をする青年部会の役員方



▲イータ君も登場してのPR活動、堀腰署長（奥）もチラシを配布

## 青年部会が租税教室を各小学校で実施

青年部会（佐藤部会長）が、本郷税務署管内の公立小学校6校の6年生児童を対象に租税教室を実施した。

講師は青年部・女性部会員自らが務め、納税の大切さや税金の使い道についてクイズやアニメ等を使用し、子供たちが楽しく分かりやすく学べるよう授業内容を工夫した。

授業の一部として紹介するジュラルミンケースに入った1億円のレプリカには毎回歓声が上がリ、子供らしい反応が印象的。



▲本郷小学校での飯村女性部会幹事



▲誠之小学校で講師をする吉田副部会長と時岡さん



▲昭和小学校でスライドを使用しての授業をする吉田副部会長

消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する留意点

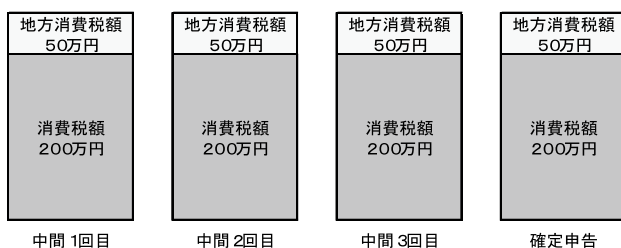
計画的な納税資金の準備を

消費税率は平成26年4月1日から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に改定されています。一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率5%に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

3月決算法人の中間申告・納付のイメージ

【課税期間：平 25. 4. 1～平 26. 3. 31】

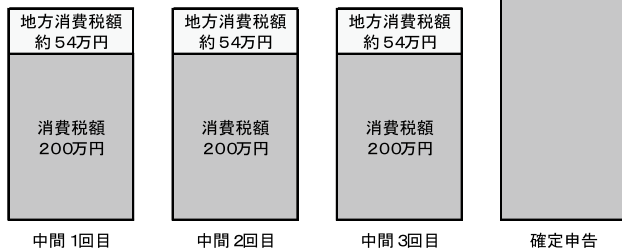


消費税率 5%（国・地方）  
 年税額 1,000 万円  
 中間申告による納付額 750 万円  
 確定申告時の納付額 250 万円

【課税期間：平 26. 4. 1～平 27. 3. 31】

（直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合）

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算



消費税率 8%（国・地方）  
 年税額 1,600 万円  
 中間申告による納付額 762 万円  
 消費税  
 $800 \text{ 万円} \times 3/12 = 200 \text{ 万円}$   
 地方消費税（改定後の税率適用）  
 $200 \text{ 万円} \times 17/63 = 54 \text{ 万円}$   
 （中間申告・納付額は 254 万円  $\times$  3 回）  
 確定申告時の納付額  
 $1,600 \text{ 万円} - 762 \text{ 万円} = 838 \text{ 万円}$

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税ともに中間申告対象期間の末日が平成26年4月1日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。



## 4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格等がご覧になれます（23区内）

- **縦覧期間** 平成27年4月1日（水）から6月30日（火）まで（土日・休日を除く）
  - **縦覧時間** 午前9時から午後5時まで
  - **縦覧場所** 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ＜縦覧できる方＞  
平成27年1月1日現在、当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方
- ＜縦覧できる内容＞  
当該区内で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）  
（注）納税通知書は6月1日（月）に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 文京都税事務所固定資産税係 TEL3812-3241(代) 内線 311～314

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立 設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

### 【お問い合わせ先】

#### ＜利用手続について＞

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）

平日 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

#### ＜申告・申請・届出について＞

【法人事業税・都民税、地方法人特別税、事業所税】 千代田都税事務所の各税目担当係TEL3252-7141(代)

【固定資産税（償却資産）】 文京都税事務所償却資産係 TEL3812-3241(代) 内線 341～343

#### ＜納税について＞ 文京都税事務所徴収管理係 TEL3812-3241(代) 内線 352～356



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

平成26年度地方税法改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後、一定年数を経過した自動車の重課割合が概ね10%から概ね15%へ引上げられました（バス・トラックは概ね10%で据え置きとなります。）。

### 【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター TEL3525-4066














平日 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）



## 残業した場合の食事の支給は課税されないの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 河内 悟朗

-  **リサ** 昨日は午後8時まで残業したので、残業したみんなに食事が支給されたのですが、税金の面で問題はないでしょうか。
-  **サキ先生** 食事の支給については、①役員又は使用人が食事の価額の50%相当額以上を負担すること、②使用者が負担した金額が3,500円以下であることの2つの条件を満たせば、給与として課税されないことになっています。
-  **リサ** 私達は、負担していないので課税されるということですか。
-  **サキ先生** その前に、リサさん達の勤務時間はどうなっていますか。
-  **リサ** 私を含めて、みんな午前9時から午後5時までです。
-  **サキ先生** そうすると、リサさん達の場合のように、通常の勤務時間外に勤務を行った者に支給する食事については、課税しなくて差し支えないとされています。
-  **リサ** よかった。今週は忙しくて、毎日残業して食事が支給されているのですが、回数が多いと給与として課税されるのですか。
-  **サキ先生** いいえ、残業に伴う食事の支給は実費弁償的なものであると考えられますので、課税しないこととされています。例えば、週に何回までなら課税しない、もしくは課税するという制限は特にありません。ただし、非課税となるのは、通常の勤務時間外に勤務する残業や宿日直を行った場合に限られています。
-  **リサ** 食事ではなく金銭が支給された場合は、どうなりますか。
-  **サキ先生** 食事を支給した場合には非課税となりますが、食事をするために金銭が支給された場合には、ある種の手当と考えられますので、非課税とはならず給与として課税されますので、源泉徴収が必要となります。
-  **リサ** 金銭ではなく、食事が支給されていてホッとしました。
-  **サキ先生** ただし、注意点もあります。金銭の支給は原則として課税されますが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までに及ぶいわゆる深夜勤務者の場合は、使用者が調理施設を有していない等により深夜勤務に伴う夜食を現物で支給することが困難であるため、その夜食の現物支給に代え通常の給与に加算して一回ごとに定額で支給する300円(税抜)以下の金銭は課税しなくて差し支えないとされています。
-  **リサ** 食事の現物支給、金銭の支給、残業の場合及び深夜勤務者の場合とそれぞれ取扱いが違うんですね。

筆者紹介

河内 悟朗 (かわうち・ごろう)

1964年生まれ。国税不服審判所、東京国税不服審判所、東京国税局調査第二部勤務などを経て、横浜市西区で税理士・行政書士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。公式HPは [河内税務会計事務所](http://www.hongohojin.or.jp/) で検索

### 法人会入会のメリットが増えました！最大0.50%の金利優遇

上部団体である一般社団法人東京法人会連合会が城南信用金庫と業務提携しました。

#### 1. 業務提携の内容

「自主点検チェックシート」の活用による経営体質の強化等についてご説明し、必要に応じて経営相談、指導、提案を行います。また、「自主点検チェックシート」の内容を加味した融資審査を行い、審査の結果、通常適用する金利より最大0.50%金利優遇した融資をします。「自主点検チェックシート」は法人会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.hongohojin.or.jp/>

# 事務局だより

## 平成 27 年度研修事業 予定表 (案) 「保存版」 あなたも参加してみませんか？ 法人会の研修会

事業名	日時	場所・時間	内容
新設法人説明会	平成 27 年 4 月 10 日 (金) / 6 月 12 日 (金) / 8 月 7 日 (金) / 10 月 9 日 (金) / 12 月 11 日 (金) / 平成 28 年 2 月 5 日 (金)	湯島天満宮 「梅香殿」 13 時 30 分～ 16 時 00 分	新たに会社を設立された経営者向け に「法人税や源泉所得税の基本的な 仕組みを項目ごとに説明します。
決算法人説明会	平成 27 年 4 月 15 日 (水) / 5 月 13 日 (水) / 6 月 10 日 (水) / 7 月 3 日 (金) / 8 月 6 日 (木) / 9 月 2 日 (水) / 10 月 14 日 (水) / 11 月 11 日 (水) / 12 月 2 日 (水) / 平成 28 年 1 月 13 日 (水) / 2 月 10 日 (水) / 3 月 9 日 (水)	本郷税務署 大会議室 (但し 28 年は未定) 13 時 30 分～ 15 時 30 分	決算期を迎えた法人に対して適正な 申告をして頂くため留意点など基本 的な説明をします。
法人税の基礎講座	平成 27 年 9 月 3 日 (木) / 9 月 15 日 (火) / 10 月 8 日 (木) / 10 月 21 日 (水) / 11 月 6 日 (金) / 11 月 18 日 (水)	本郷税務署 大会議室 13 時 30 分～ 16 時 30 分	実務を担当する方を対象に法人税の 申告書作成のための研修内容です。
源泉基礎講座	平成 27 年度 4 月 22 日 (水) / 6 月 3 日 (水) / 9 月 4 日 (金)	本郷税務署 大会議室 14 時 00 分～ 16 時 00 分	実務を担当する方を対象に源泉所得 税事務の要点を説明します。
年末調整説明会	平成 27 年 11 月 4 日 (水) / 11 月 5 日 (木)	文京シビック ホール大ホール 4 日午後・5 日午前・午後	年末調整のしかたや支払調書の書き 方を説明します。
税法等研修会	平成 27 年 6 月 17 日 (水) / 10 月 28 日 (水)	※6月17日(水)は本郷税務署大会議室 10月28日(水)は 東京ガーデンパレス	国税や地方税の税法改正などタイ ムリーな税法について説明します。

### 我社の一言 PR

☞ 会社名：ENVIROME (株)  
☞ 代表者：丸山智久  
☞ 所在地：東京都文京区根津 2-6-5 2F (本社)  
☞ TEL：03-5834-2303 ☞ FAX：03-5834-2315  
☞ URL：http://envirome.jp/  
☞ E-mail：Sld@envirome.com

ENVIROME (エンヴィローム) は環境子・遺伝子を含む先端の技術や知識に基づき、健康を基盤としたヴィジョンを構築し続けています。そのヴィジョンを実現する為、教育、マネジメント、コーチングをサポートするプロフェッショナルです。

☞ 会社名：大阪王将 白山店  
☞ 所在地：東京都文京区向丘 2-12-3  
☞ TEL：03-5815-8828 ☞ FAX：03-5815-8727  
☞ URL：www.osaka-ohsho.com

大阪王将のこだわり—  
①国産へのこだわり—厳選した素材の使用  
②鮮度へのこだわり—お家で一つ一つ餃子を手巻き  
③本格中華のこだわり—あつあつの本格中華を迅速にお届けいたします!!

☞ 会社名：torinosu (とりのす)  
☞ 代表者：一ノ瀬雄太郎  
☞ 所在地：東京都文京区向丘 2-8-6 ヴェルデュール本郷老番館 1 階  
☞ TEL：03-3830-0326 ☞ FAX：03-3830-0326  
☞ URL：http://torinosu.net/

野菜料理とお酒のお店です。日本各地のオーガニック野菜を中心に季節を感じられる美味しさをご用意しております。お一人でもゆっくりお食事していただけるカウンターと少人数で盛り上がる個室も是非ご活用下さい。スタッフ一同、笑顔で磨いてお待ちしております。

☞ 会社名：(株) 計電産業  
☞ 代表者：酒井信世  
☞ 所在地：東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 7 F  
☞ TEL：03-3945-0069 ☞ FAX：03-5319-0335  
☞ URL：http://www.keiden-jp.com

計電産業は 1972 年の創業より keiden (ケイデン) ブランドとしてセキュリティ製品の製造販売を行う専門メーカーです。非触 IC 錠 Fe-Lock を始めとして開発精神に富んだ確かな製品で、建物を防犯面でフォローしグレードアップさせ、お客様に喜ばれる製品を提供してまいります。

### 編集後記

3月14日に北陸新幹線が開業しました。東京からより身近になる金沢も魅力ですが、更に足を延ばせば福井も素敵なところが一杯。永平寺でおろしそばを食し、座禅で心清め宇宙を感じ、勝山の恐竜博物館を覗きましょう。東尋坊では自然の雄大さに触れ芦原の湯につかって、蟹を頂きながら、「黒龍」を傾ける。なんて言うツアーは如何ですか? 来年は、北海道(函館)新幹線も開通するので、こちらもどこを周ろうか想像するだけでも楽しみです。

♪もうすぐ、春ですね。重いコート脱いで、出かけませんか?

(星野記)

# 消費税期限内納付 推進運動 実施中！

消費税の  
期限内納付を  
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※1)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回) <sup>(※3)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。

